

地域福祉計画について

位置づけ

- 平成12年6月の社会福祉法の改正に当たり、地域福祉の推進(第4条)が位置づけられるとともに、地域福祉計画の策定を新たに規定。
- 「市町村地域福祉計画」と「都道府県地域福祉支援計画」から成る。

盛り込むべき内容

- 市町村地域福祉計画(第107条)
 - 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 2007年通知(要援護者支援)
 1. 要援護者の把握に関する事項
 2. 要援護者情報の共有に関する事項
 3. 要援護者の支援に関する事項
 - (1) 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策
 - (2) 緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり
- 2014年通知(生活困窮者自立支援)
 1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
 2. 生活困窮者の把握等に関する事項
 3. 生活困窮者の自立支援に関する事項

地域福祉計画と地域福祉活動計画について

1. 概要

《地域福祉計画》

市が、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉サービス事業者などの参加を得て、地域福祉における課題に対応するため、その方策を計画的に整備することを内容とする。

《地域福祉活動計画》

社会福祉協議会が主体となり、地域住民、地域福祉活動者、福祉サービス事業者が相互協力し、地域福祉にかかる活動を推進していくことを内容とする。

※ 本策定委員会では、H29.4～H34.3の地域福祉計画と地域福祉活動計画を策定していく。

2. 2つの計画の関係

- 地域福祉計画と地域福祉活動計画の目指すところは同じであり、一体となって地域福祉を推進していく必要があることから、2つの計画を連動させ並行して策定する。
- 2つの計画の役割をそれぞれ次のとおり位置づける。
 - ① 地域福祉計画・・・基本的な取組みの方向を示す「基本計画」
 - ② 地域福祉活動計画・・・具体的な計画実践に向けた留意点等を示す「実施計画」

「住みなれた地域で安心して心豊かに暮らすことが出来る社会」の実現